

体系期ヘーゲルにおける承認 —『法の哲学要綱』(1821)を中心に・2

竹 島 あ ゆ み

はじめに

前号竹島(2021)では、ヘーゲルの承認思想はイェーナ期を頂点とするものであり、体系期には背景に退いたとする大方の先行研究とは異なり、体系期のヘーゲルにおいても承認の理論が基礎にあることを主張し、まずは『法の哲学要綱』(以下『要綱』)第三部人倫第一章「家族」において承認がどのように描き出されているかを論じた。本稿では『要綱』の続く第二章「市民社会」において、承認が前章にもまして重要な役割を果たしていることを明らかにしたい。

以下ではまず、先行研究においてヘーゲルの市民社会論がどのように捉えられてきたかを概観する(1.)。次に家族から市民社会についての移行が『要綱』ではどのように論じられているかを考察する(2.)。続いて、市民社会の構造をヘーゲルがいかに捉えているのかについて順を追って論じる(3.)。最後に、市民社会から国家への移行について考察し(4.)、ヘーゲルの国家論の限界について略述する(結論)。

1. 先行研究の概観

1) リーデル

マンフレート・リーデルは、学位論文『ヘーゲルにおける理論と実践 *Theorie und Praxis im Denken Hegels*』(1965)以来法哲学を中心とするヘーゲル研究に多大な貢献をなしてきた。リーデルによれば、アリストテレスからルソー・カントに至るまでの伝統的な政治哲学における市民社会 *societas civilis* 概念を、ヘーゲルは大きく転換した(Riedel 1970, Riedel 2011)。すなわち、それまで国家と同一視されてきた市民社会を、ヘーゲルが初めてはっきりと分離して捉えたとするのである。

ここに国家は政治的国家となり、市民社会はそこから分離した私人の領域となり、そのような私的な市民は、欲求・労働・交換といった経済的媒介によって相互に関係している。このような「欲求の体系」とそこでの労働を基盤とする市民社会は、しかし国家による適切な介入がなければ、貧困や人倫的退廃に向かう必然性を有している。リーデルの考えでは、これらの問題を解決しようとするヘーゲルの試みは、司法活動 *Rechtspflege*・ポリツァイ *Polizei*・職業団体 *Korporation* 等による市民社会の国家への媒介の形を取るが、市民社会概念の先進性に比して、

未だ古い伝統的国家観（それは身分制議会などに端的に現れている）を脱却していないために、失敗に終わる。

リーデルによるこのようなヘーゲル法哲学解釈、とりわけヘーゲルが市民社会概念と国家概念の分離を初めて成し遂げたという解釈は、その後のヘーゲル法哲学研究の方向性を決定づけたと言ってよいであろう。

中でも本稿にとって特に重要なのは、ヘーゲルの市民社会論の理解にとって「承認」概念が重要であるという点に、リーデルが早い段階で気づいているという点である。

「承認された存在」というこのタイトルは——他のところでもヘーゲル哲学にとって中心的な意義を有しており、一度は体系的に研究されなければならないものだろうが——『法の哲学』のこの章で分析されている市民社会の諸契機（欲求、労働、分業、奢侈、教養、資産、身分など）にいつでも既に帰属している、特に「社会的な」契機を示している（Riedel 1970, 85, 注68）。

ただしヘーゲル法哲学における「承認」の意義については、本書においてこれ以上の展開は見られない。そして四〇年後の大著『市民社会——古典的政治学と近代自然法のカテゴリー』（2011）中の、ヘーゲルの市民社会概念を論じた第VI部においてもそれは変わっていない。

2) ホルストマン

ロルフ＝ペーター・ホルストマンによるヘーゲル市民社会論の理解（Horstmann 1997）は、基本的にはリーデルの示した方向性に則っているが、彼は初期ヘーゲルの政治思想から『要綱』に至るまでの市民社会論の生成史にもよく目配りしており、とりわけヘーゲルに与えた国民経済学（A. スミス、J. B. セー、D. リカード）の影響をも指摘している。彼はリーデル同様、市民社会が内的必然性から破綻に導かれる可能性を指摘している点にヘーゲルの洞察力を認めているが、その上で「ヘーゲル自身がこの解決を示すことはなく、ただ事実として述べているだけである」（Horstmann 1997, 210）としている。

ホルストマンは、リーデルとは異なり、体系期ヘーゲルの法哲学における「承認」の意義には言及していない。

3) 植村邦彦

植村はアリストテレスから21世紀に至るまでの長い市民社会論の歴史を扱った上で、その中にヘーゲルの市民社会論を位置づけようとしている（植村 2010, 植村 2016）。ヘーゲルの市民社会論はスミスとファーストの強い影響を受けながらも、彼らにはない独自性を持っているというのが植村の見立てである。

植村は特に『要綱』市民社会論の最終部で展開されるポリツァイ及び職業団体の議論を重視し、それらの持つ人倫的な側面が、市民社会を国家へと媒介しうるとヘーゲルが考えていた点

に、スミスらにはない優れた先進性があると主張する。

植村の議論には、体系期だけではなく、ヘーゲルの発展史全体を通して承認論への言及はない。

4) 高田純

高田は多くの先行研究とは一線を画し、体系期ヘーゲルにおける承認論の重要性を一貫して主張してきた。体系期の法哲学に関しても、彼は『法哲学』の主題は、承認を組織化、制度化し、確固としたものとする事(高田2008, 5)だとする。彼によればヘーゲルの法哲学構想における抽象法、道德、人倫(家族・市民社会・国家)の諸段階は、いずれも承認関係を表現しているが、なかでも『法哲学』において承認論がさらに展開されていることは、とくに市民社会についての分析のなかで明瞭に示される(ibid.)。高田は、ヘーゲル法哲学における市民社会論を、承認の実現を目指しながらなお不承認という不法(不当)が生じざるを得ない段階と位置づけ、その最終的な解消と現実的な承認の実現をもたらすのが国家であるとする(高田2008, 6)が、私もこの理解に概ね同意する。が、国家が現実的な承認をもたらすとする最後の点に関しては見解を異にする(この点については本稿「結論」参照)。

2. 家族から市民社会への移行

前号では『要綱』の家族論を扱い、ヘーゲルが人倫の最小単位としての(核)家族を、承認の最も原初的な形態としての「愛」によって結ばれた共同体と考えていることを論じた。しかしヘーゲルは、その家族という共同体は必然的に市民社会へと移行しなければならないとする。

そもそも第三部「人倫」の冒頭近くでヘーゲルは「人倫は自由の理念であり、生きた善として存在する」 (§142) と述べている。ここにおいて自由は、「抽象法」の段階での個々の人格による単なる所有の自由という限界を、また「道德性」の段階の単に主観的で内面的な自由という限界を超えたものと考えられている。同時にそこで善は道德性における形式的な普遍性を脱して、個人の行為によって現実性を与えられて生きたものとなり、また個人は家族・市民社会・国家といった人倫的共同体に自らの基礎と目的を持つようになると想定されている。したがって人倫とは「現存する世界となり、自己意識の本性となった自由の概念である」 (§142)。

しかしこの自由は「抽象法」及び「道德」の二段階の止揚の後に「人倫」が成立すると直ちに実現されるのではない。自由の実現される段階とは、家族における自然的人倫の超克及び市民社会による媒介を経た上で、そしてさらにその後国家への移行を経て、国家における自由が実現する段階なのである。

ここで市民社会が果たす役割は重要である。というのも、家族的共同体の未分化な一体性から自由になることによって、はじめて近代的個人が出現するが、その諸個人間の自由と承認の圈こそが市民社会と呼ばれるのだからである。言い換えれば市民社会における他者による承認と自己による陶冶を通じてはじめて、諸個人は近代国家の担い手となる可能性を持つ。

個人は既に、家族における愛の絆、未分化な実体的統一性を手放している。個人はいわば厳しい利害対立と競争の渦の中に巻き込まれ、同じように自立した自由な個人間での承認をめぐる闘いの場に置かれている。これこそが狭義の承認関係、すなわち対等で相互的な諸個人間の承認(水平的承認)が典型的に成立する場所であり、言い換えれば近代的な経済的主体たる個人が主役を演じる場所なのである。市民社会とは、一つの人倫態でありながら、まだ真の人倫には至らない共同体であり、「家族」と「国家」の「あいだ」の位置を占めるものである。そしてそこでは、労働・分業・交換といった経済活動が媒介する、諸個人の相互行為のシステム、「欲求の体系」が基盤をなしている。

3. 市民社会の構造

本節では市民社会が家族と国家の間を占める第二の人倫的共同体として、いかなる構造を持ち、その構成員たる市民——近代的諸個人——がどのような承認関係を取り結ぶのか、そこで承認がどのような重要な役割を果たすのかについて論じる。とりわけ水平的承認の持つ内在的な限界から、垂直的承認が、とりわけ国家による承認が要請されるという『要綱』市民社会論後半の展開に着目したい。

1) 全面的依存の体系

さて『要綱』第三部第二章「市民社会」は一八二節から始まるが、そこでは、市民社会を支えるのは、個別の「具体的人格」が「他の人格によって媒介される」という個人間の相互依存関係であることが示される。これが直ちに「水平的承認」として意識化されているという状態がここで語られているわけではないが、この相互依存関係の社会存在論的構造が、承認の基盤をなしていることは確かである。そしてこの事実的な相互依存関係は、垂直的な普遍的共同的境位を要請する、すなわち、法律や経済法則という形式的普遍性を要請するが、そのような普遍性と個人との間の垂直的關係、すなわち「垂直的承認」が真に恒常的に安定したかたちで成立するためには国家の成立を待たなければならない。

特殊的人格は、本質的には他の同様な特殊性との関係のうちにあるものとしてある。それは、各々の人格が他の人格によって媒介されるとともに、同時にまさに他方の原理である普遍性の形式によって媒介されたものとしてのみ自己を通用させ、満足させるというようにしてである (§ 182)。

市民社会において各個人は他者に妨げられずに自分の欲求を充そうとする。しかし個人はそれゆえにまた他者との関係に入らざるをえない。個々人の自己の欲求充足へと向かう自由と、他者への依存という相反する方向性を、市民社会は含んでいる。ここに「全面的依存の体系 ein System allseitiger Abhängigkeit」 (§ 183) といわれる連関が成立するが、これはここで必ずし

も諸個人の水平的承認が意識には上っていないくとも、事実はその承認の基盤をなしているような、相互依存的な全面的連関と考えてよいであろう。つまり個人の生存・幸福・権利が、万人の生存・幸福・権利の中に編み込まれそれを基盤とし、この連関のうちのみ現実的になり、証されるということである (vgl. § 183)¹。が、それと同時に、そのような全面的連関が、そのもたらす弊害からして直ちに、何らかの普遍的な自律・自治の原理を体系内に必要とするということでもある。ヘーゲルは市民社会のこのような側面を指して「外面的国家、——必要国家、そして悟性国家 *der äußere Staat, — Not- und Verstandesstaat*」(ebd.)と呼んでいる。

2) 人倫の消失

しかし個々人の消極的自由に基づく特殊で具体的な欲求追求と、形式的普遍性による自律というこの二つの側面は市民社会においてはなお完全な統一(人倫的なものの成立)にはもたらされない。市民社会が「人倫の消失」 (§ 181)と言われる所以である。そのためこの領域内では各人の特殊性が「全方面に向かつての諸欲求の充足、偶然的恣意や主観的好みの満足 (§ 185)」を求めることになるが、その結果市民社会は「放埒と貧困 *die Ausschweifung, das Elend*」(ebd.)の、また「身体的人倫的退廃 *das gemeinschaftliche physische und sittliche Verderben*」(ebd.)の光景を呈することになる。この点は貧困問題として後のポリツァイ論のなかで具体的に論じられることになる。

3) 欲求の体系

このような諸個人の欲求の相互依存が織りなす市民社会の第一の側面を、改めてヘーゲルは「欲求の体系 *das System der Bedürfnisse*」 (§ 188)と呼び直す。これはすなわち、「諸個人の欲求と満足とを、自分自身の労働とすべての他者の労働及び欲求の満足によって媒介すること」(ebd.)というシステムである。全社会的分業を通じて迂回的に自らの欲求を充足させるというシステムは産業革命を通じてはじめて可能になった、優れて近代的なシステムであるが、これはまた広義の水平的承認のネットワークということができるであろう。

労働と欲求の満足とのこの依存性と相互性において、主観的な利己心はすべての他人の欲求の満足のための寄与に転化する (§ 199)。

ここでは全面的依存の体系は市場を通して展開される。それとともに諸個人の特殊的欲求は際限なく拡大し、多様化する。「欲望は悪無限へと進んでいく」 (§ 185Zu)。生産の規模と形態とは機械制大工業へと変化を遂げる。それに伴って貧富の差の拡大と貧困の増大、賤民 *Pöbel* の発生といった諸問題が生じてくる。ヘーゲルはとりわけ、市民社会における貧富の格差の拡

1 これについて高田は次のようにいう。「このように、市民社会における承認の現実的内容は、個人の生活が他人との相互依存のなかで保障されることにある」(高田2009a, 9)

大と賤民の発生を重大視している。単なる経済的な格差が問題なのではなく、遵法感情を失いまた自らの労働への誇りの感情を失うというその志操の荒廃が問題視される。結局のところ市民社会における諸個人の消極的自由の全面的展開はそのまま放置されれば深刻な問題をもたらすということになろう。ここで水平的承認は、市民社会の自立的原理としての一定の有効性を認められるものの、人倫的原理としては限定的にしか働かず、人倫的退廃の絶対的な歯止めにはならないことが含意されている。

4) 陶冶(教養形成)の場としての市民社会

しかしこのような否定面をともなってもなお、市民社会は人倫の成立にとって決定的な肯定的側面をもつ。というのは、市民社会における労働こそが人倫の担い手である自由な諸個人を創り出すからである。労働は私の外にある物に向い私の外に物を作り出すだけではない。それと同時に私の内へ向い、私自身を作り出すのである。これが陶冶 Bildungである。ヘーゲルは187節注釈において、自然状態を無垢とし、それゆえ陶冶を退廃に属するものとする立場(ルソー)とともに欲求の満足や生活の安逸のみを絶対的な目的とし、それゆえ陶冶をその手段としてのみ考える立場を批判する。これらの立場と異なり、ヘーゲルの考える陶冶とは、市民社会における労働を通じて精神が「理性的性格」を、「普遍性の形式」を獲得することである。そのことで精神は「自己のもとにあり」、「対自的となり、自己の刻印が押され、自己によって産出されたもののだけに関わるようになる」。それゆえ「陶冶は…解放であり、またより高い解放のための労働である」と締めくくられる(以上§187Anm.)。

注意すべきなのは市民社会における個人が、その「特殊性」を保持したまま「人倫の中で無限に対自存在的で自由な主観性として存在するようになる」(ebd.)と言われている点である。後に市民社会から国家への移行が説かれるにせよ、それにとまって市民社会における個人がまったく質的に異なる存在に変容するわけではない。ヘーゲルは市民社会における人間を「市民(ブルジョワとしての)」 (§190)とわざわざ注記している。市民社会を国家と区別された近代的経済社会として捉えようとする視点がここにもうかがえる。しかし同時にまたヘーゲルはこのようなブルジョワとしての市民が、公民としてのシトワイヤンと全く異なった存在であると考えているわけでもない。したがって、ヘーゲルが陶冶という時、陶冶を、種々多様なブルジョワにシトワイヤンという鑄型を押し付けて、全く均質な公民を作り出す装置と考えているのではない。そうではなく陶冶の労働によって主観的意志そのものが「自己の内部で客観性を獲得する」のであり、その総合が(事後的に国家において)絶対的なものを作り出す。陶冶は「絶対者の内在的な契機」 (§187Anm.)であるとはそのように解されるべきであろう。

このような陶冶は理論的陶冶としては言語や表象において行われるが、より具体的に実践的陶冶としては、労働の過程で行われるとされ、後段の職業団体論の中でさらに詳述されている。

5) 司法活動・ポリツァイ・職業団体

上記のような近代市場経済社会としての欲求の体系は様々な問題を招来する。これら諸問題

を市民社会内部で調整しようとするのが、司法活動 *die Rechtspflege*、そしてポリツァイと職業団体 *die Polizei und Korporation* である。略述すれば、市民社会における経済活動及びそれを調整する市場原理といった水平的承認構造では乗り越えることのできない問題を、法律やポリツァイ、職業団体という〈普遍的なもの〉が関与することによって解決しようとするものである。いわば水平的構造に垂直性が導入されるのである。しかし後に見るように、市民社会の枠内では、結局これらは諸問題の完全な解消をもたらすことはできず、そこに市民社会の国家への移行の必然性が存する。以下ごく簡単に整理する。

司法活動 (§§ 208-229) は、欲求の体系のもたらす紛争、消極的自由相互の衝突から生じる紛争から、人格とその権利(主として所有権)を保護するものである。個々人の特殊的な消極的自由が存立するためには、それを個々人間の水平的承認にのみ任せただけでは不十分であり、普遍的な法が必要とされるのである。

既に抽象法の段階で論じられた問題が、ここでは法 (*Recht*) が具体的な法 *Gesetz* 体系や裁判制度との関係で取り上げられる。特に裁判制度をめぐる考察において、ヘーゲルは裁判の公開性と陪審制について論じているが、これらは同時代のドイツの現実社会においてはほとんど実現していなかったことがらである。この点にヘーゲルの先進性が認められると同時に、単一の家庭内での愛においては素朴で単純な形で現れているに過ぎなかった承認が、より大きく複雑な共同体である市民社会の中で重要な役割を果たしていることも見て取れよう。

ポリツァイと職業団体 (§§ 230-256) は、欲求の体系の持つ偶然性とそこから生じる弊害に対して、両方とも——ポリツァイの方がよりパターンリスティックであるが——主として経済的な面に対する配慮を行う。

ポリツァイは、ヘーゲルの用法では、現代ドイツ語の用法(警察)とは異なり、管理行政を意味する²。すなわち、「公的権力による監督と管理」 (§ 235) であり、市民社会に対する「上からの統制」 (§ 236Anm.) である。具体的には、公益事業、市場における不正の監視、雇用拡大のための公共投資、救貧活動などを通して市場原理に介入する。しかしポリツァイは、「富の蓄積の増大」 (§ 243) が招来する貧困すなわち「労働に結びつけられた階級の依存性と困窮の増大」 (ebd.) と「賤民 *Pöbel* の発生」 (§ 244)、また「過度に巨大な富の少数者の手中への集中」 (ebd.) という市民社会の根本問題、承認の失敗という問題を解決することはできない。しかし「どうすれば貧困が取り除かれるかという重大問題こそ、とりわけ近代社会を苦しめている問題なのである」 (§ 244Zu.) から、ヘーゲルはその解決策として「市民社会が自らを超え出る」 (§ 246) 方向性を模索する。一つは、市民社会の内実はそのまに単に空間的地理的に外部へ出て行くということ、すなわち「通商 *Verkehr*」 (§ 247) と「植民 *Kolonisation*」 (§ 248) である。しかし

2 高田によれば、ヘーゲルのこのようなポリツァイ論には、フィヒテのそれへの対抗という意味も込められている。フィヒテの『自然法の基礎』(1796-97)では「ポリツァイ」とは警察を意味しており、また国家そのものが「警察国家」であり、個人に対して外的機械的に強制を行う機構に限定されているが、ヘーゲルはすでに『フィヒテとシェリングの哲学体系の差異』(1801)において、このような国家観を外面的国家・強制的国家として批判している(高田2009b, 11)。

これは市民社会の内在的問題を解決するものではなく、ただ外へと送り出すにすぎない。

職業団体はこの問題の〈内在的解決〉を目指す。職業団体は、商工業者からなる自治的組織であるが、それが正確には何を指すのかについては種々の議論がある (cf. 高田 2009b, 34 注 13)。しかし、職業団体が少なくともアトム的な諸個人の間の競争に基づく市場の自由という水平的承認関係に対して、垂直的承認という異なる原理に基づく組織を持ち込むことによって、欲求の体系のもたらす諸問題 (とりわけ貧困問題) を緩和することを意図していることは確かであろう。しかも職業団体はポリツァイとは違って市民社会における自生的秩序に根ざす組織であり、市民社会のうちに人倫的なものと呼び戻す働きをする。

特殊性自身が、この特殊性に属する利害関心のうちにある普遍的なものを、自らの意志と活動との目的とし、対象とするのであるから、人倫的なものは市民社会のうちに内在的なものとして還帰する (§ 249)。

そこでは産業身分 (商工業者及び産業労働者) に属する諸個人がその職種にしたがって職業団体を組織し、ポリツァイからは与えられない社会保障的なサポートや職業教育を受ける。

職業団体は…成員を特殊な偶然性から守るように配慮し、また、職業団体に加えられるにふさわしい能力を得るまでに教育をするように配慮する権利を持っている (§ 252)。

その意味で職業団体は「第二の家族」 (ebd.) であり、ここで市民社会は「個人及びその特殊な必要から隔たった普遍的市民社会」 (ebd.) という色合いを帯び、欲求の体系にとどまらない人倫性をそれ自体の中に含んでいることが明らかになる³。

また職業団体は、そこに所属しているというだけで「成員は誇りをもつ」 (§ 253) といわれるように、精神的な支えともなっている。いいかえれば、職業団体の成員は、そこにおいてその能力を「承認されて」 (ebd.) いる。つまりここには、共同体全体の側から個々の成員への垂直的承認が成立しているのである。成員が単に私利を追求する存在であるにとどまらず、「私心のより少ない目的に関心をもち、尽力しているということも承認されている」 (ebd.)。また欲求の体系が生み出すとされた対極的な精神的害悪、富者の「高慢」と貧者の「嫉妬」と「屈辱」も、職業団体における相互援助においては消え去っている (§ 253Anm.)。このように職業団体は市民社会内部での重要な承認と陶冶の場の一つとなっている。「職業団体が第二の家族、すなわち市民社会に根ざす、国家の人倫的な根幹をなす」 (§ 255) とされるゆえんである。

以上のように『要綱』の市民社会論後半では、欲求の体系を補完し、市民社会内部で個と全体

3 職業組合においては成員は自分の特殊な利益を配慮するだけではなく、相互に協力して共同の利益をも配慮する。職業組合の成員はその技能に応じて生計を保障され、このようにして現実的な意味で承認される (高田 2009b, 14)。

との間の垂直的承認をもたらすものとして、司法活動とポリツァイ及び職業団体が論じられていた。しかしこの補完は限定的なものであり、その目的が真に実現するとされるのは国家の段階である。

さてここまで見てきたように、市民社会とその基盤をなす水平的承認構造を捉えるヘーゲルの視点、特にその国民経済学的視角は、資本主義がまだ未発展であった当時のドイツの状況を考へに入れば、極めて先駆的なものであった。そしてここで論じられている〈市場の自由〉とそれに対する〈国家政策的統制〉との対立ないし関わり(ヘーゲルの用語では司法活動及びポリツァイ)は、現代の諸国家においてもなおアクチュアルな問題である。この問題領域に関して、市場の自由は何らかの形で国家が介入することを否定する理論は——極端なりバタリアニズムを除いては現代においても見られないであろう。もちろんヘーゲルの経済学的知見の水準は現代から見れば未熟なものであるが、ここで捉えられている問題の根源性は高く評価されてよいであろう。

またその職業団体論は「国家」対「市場」という二項対立に第三の項を提示するという点で、現代の市民社会論においてもなお意義を有している。

4. 市民社会から国家への移行

職業団体を論じた節の中でヘーゲルは、市民社会の前景に出ている自己利益を追求する個人のエゴイズムの裏面に、実は他者への配慮がかくれていることに、注目する。

市民社会では個人は自分のことを自分で配慮しているのであるが、そうすることでまた他者のために行為している (§ 255Zu.)。

しかしこの〈無意識の必然性〉は個人の意識にとっては隠されているのであり、十分なものではない。これを顕在化するための仕組みが職業団体である。

この無意識の必然性は、職業団体の中で初めて、意識された思惟する人倫にまで高まるのである (ebd.)。

そしてこのことをさらに確実なものにするために、国家が必要とされる。

もちろんこの職業団体の上に国家のより高い監督がなければならない (ebd.)。

総じて、個人をその未分化な分肢として統一のうちに結びつけようとする家族と、他の個人との承認関係を通じて自己利益を達成しようとする自由な個人の集まりである市民社会という二つの契機のいずれも、人倫を構成する要素として不可欠なものであるが、両者は自分だけで

成立することはできず自らを支える真の根拠を必要とする。それが国家である。国家は直接には市民社会の矛盾(貧困・賤民問題等)を調停し超克するものとして要請されるが、よりマクロな視点から言えば、家族・市民社会という人倫的共同体が、それがなければそもそも存立し得ないという根拠を国家はなしているのである。

法的権利を持つ他の人格との関係を介して自己保存を達成する個人と、家族…という契機から、国家が、これらの契機の真の根拠として出現する (§ 256Anm.)。

このようにして『要綱』の叙述は市民社会論から国内体制論へと移行し、以降は人倫的自由の実現の場としての国家が主題となるが、『要綱』国家論の考察、とりわけヘーゲルのいう国家が本当に市民社会の矛盾を解消し、現実的な承認をもたらすと言えるのかについての詳細な批判的考察は後日に譲りたい。

結論

国家は本当に市民社会の諸矛盾を克服すると言えるのだろうか。引き続きこの点について論究を行う予定であるが、本稿を閉じるにあたって簡単にその要点を示しておきたい。実は、国家において成立するといわれた人倫的自由は、国内的には真の自由とみなされているが、一国家の枠を踏み出し、国際関係の中に置かれるともはやそうではない。諸国家は国際関係においては再びいわば「自然状態の中で対峙しており」 (§ 333) いつでも承認をめぐる闘争状態に投げ込まれる可能性を帯びて相対している。国際関係の実態とは、その時々国際的なパワーバランスに応じた、アド・ホックな相互関係にすぎない。「実態は条約に従った関係の成立とこの関係の破棄との繰り返しになる」(ebd.)。ここでのヘーゲルの批判は諸国家の関係における冷厳な現実を見据えており、現代にも通じる国際関係の不安定さを活写している。

国家間の紛争と軋轢から(厳密には国家に宿る民族精神相互の関係から)、その有限性を通じて生み出されるのが世界精神であり、これは最高の法としての法を、「世界法廷としての世界史において、諸民族の精神に対して執行する」 (§ 340)。ヘーゲルの体系の中では、国家において到達されたと思われた自由の命運は、ここに歴史へとゆだねられることになる。

このような歴史哲学は、近代の終焉とともに色褪せてしまった。現代において、「世界精神」とその「理性の狡知」という物語をためらいなく信じることのできる者はわずかであろう。それでもなお私は、ヘーゲルの市民社会論を考察することが無意味だとは思えない。というのも、ヘーゲルが近代の市民社会のうちに見ていた難問——貧困・格差・不当な承認・承認の失敗等々——は我々にとっても同じく難問であり続けているからである。国家や国際政治をめぐる諸問題についても同様である。グローバリゼーションの加速する現代においては、国民国家の役割はますます縮小されていくと言われる一方で、それにもかかわらず(あるいはそれゆえにいっそう)、ナショナリズムとそれに付随する対立は先鋭化している。それゆえに、市民社会と国家の複雑な関係、

その解き難いアポリアを懸命に辿ろうとするヘーゲルの思索は、今なお同じ問題に取り組む我々を勇気づけてくれるように思われる。

文献表

- Gesammelte Werke*. In Verbindung mit der Deutschen Forschungsgemeinschaft, hrsg. von der Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Hamburg: Felix Meiner 1968ff. [=GW]
- GW14: *Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse: Grundlinien der Philosophie des Rechts*. Hrsg. v. Klaus Grotzsch und Elisabeth Weisser-Lohmann, Bd. 14, 2009.
- Hegel, G. W. F., Nisbet, H. B.(trans.), Wood, A. W.(ed.), & Others(1991). *Elements of the Philosophy of Right*. Cambridge: Cambridge University Press 1991.
- Horstmann, Rolf-Peter(1997): „Hegels Theorie der bürgerlichen Gesellschaft “ in *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, hrsg. von L. Siep, Berlin: Akademie Verlag 1997.
- Jaeschke, Walter(2010): *Hegel Handbuch*, 2. Auflage, Stuttgart/Weimar: J. B. Metzler 2010.
- Priddat, Birger. P.(1990): *Hegel als Ökonom*, Berlin: Duncker & Humblot 1990.
- Riedel, Manfred(1970): *Bürgerliche Gesellschaft und Staat bei Hegel. Grundproblem und Struktur der Hegelschen Rechtsphilosophie*, Neuwied/Berlin: Luchterhand 1970.
- (2011): *Bürgerliche Gesellschaft: eine Kategorie der klassischen Politik und des modernen Naturrechts*, Stuttgart: F. Steiner Verlag 2011.
- 高田純(2008):「承認・正義・再分配——ヘーゲル『法哲学』承認論の現代性——(上)」、『札幌大学総合論叢』、第26号、1-20頁
- (2009a):「承認・正義・再分配——ヘーゲル『法哲学』承認論の現代性——(中)」、『札幌大学総合論叢』、第27号、1-21頁
- (2009b):「承認・正義・再分配——ヘーゲル『法哲学』承認論の現代性——(下)」、『札幌大学総合論叢』、第28号、1-36頁
- 竹島あゆみ(2021):「体系期ヘーゲルにおける承認—『法の哲学要綱』(1821)を中心に・1」、『岡山大学文学部紀要』74号、2021年、1-10頁
- 植村邦彦(2010):『市民社会とはなにか——基本概念の系譜』、平凡社、2010.
- (2016):「ドイツにおける「市民社会」概念」、『社会思想史研究』No. 40、2016年、27-45頁